

○障害者支援施設の設備等に関する基準を定める条例施行規則

平成25年4月1日

規則第41号

改正 平成26年4月1日規則第31号

障害者支援施設の設備等に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

障害者支援施設の設備等に関する基準を定める条例施行規則

(平均障害支援区分)

第1条 障害者支援施設の設備等に関する基準を定める条例(平成24年横須賀市条例第68号。以下「条例」という。)第11条第1項第2号ア(イ)に規定する平均障害支援区分の数値は、厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法(平成18年厚生労働省告示第542号)に規定する算式によって算出するものとする。この場合において、当該数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(平26規則31・一部改正)

(生活介護を行う場合に置くべき看護職員等の員数の算定の特例に係る利用者)

第2条 条例第11条第1項第2号ア(イ)に規定する市長が別に定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年厚生労働省告示第553号。第4条において「平成18年厚生労働省告示第553号」という。)第3号に掲げる者とする。

(平26規則31・全改)

(サービス管理責任者)

第3条 条例第11条第1項第2号ア(ウ)に規定するサービス管理責任者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号。第5条において「平成18年厚生労働省告示第544号」という。)第1号に掲げる者とする。

(施設入所支援を行う場合の従業者の員数の算定の特例に係る利用者)

第4条 条例第11条第1項第7号ア(ア)に規定する市長が別に定める者は、平成18年厚労省告示第553号第4号に掲げる者とする。

(複数の昼間実施サービスを行う場合の従業者の員数の特例に係る昼間実施サービス)

第5条 条例第12条第2項に規定する市長が別に定める昼間実施サービスは、平成18年厚生労働省告示第544号第3号に掲げるものとする。

(給付金)

第6条 条例第35条に規定する給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第33条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年厚生労働省告示第379号)に掲げる給付金とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。